

第7号様式

保存樹木等保全協定書

船橋市（以下「甲」という。）と

緑化協定第 号

（以下「乙」という。）

とは、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例（昭和48年船橋市条例第45号）第13条
第1項の規定に基づき次のとおり保存樹木等保全協定を締結する。

第1条 乙は、事業区域内に m^2 (%) 以上の緑地を確保するとともに、甲の指定する樹木等を植栽し、保全しなければならない。

第8条 甲は、この協定の履行にあたり、費用負担及び損害賠償の責めを一切負わないものとする。

第9条 乙は、緑地を第三者に譲渡し、又は緑地に第三者の権利を設定したときは、当該第三者にこの協定の全部又は一部を承継させ、履行させるものとする。

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定する。

この協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

第2条 前条の規定による植栽は、 年 月 日までに完了しなければならない。

甲 船橋市湊町2丁目10番25号

第3条 乙は、第1条の規定による植栽が完了したときには、直ちに甲に報告し、その確認を受けなければならない。

船橋市

第4条 乙は、前条の確認を受けた日以後、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

船橋市長 印

（1）緑地内の樹木等を伐採すること。

乙 住所（所在地）

（2）緑地を他の目的に利用すること。

名称

2 前項の承認を受けたときは、乙は、当該緑地に相当する緑地を他に確保しなければならない。

氏名（代表者氏名） 印

第5条 乙は、緑地内の樹木等について枯損及び枯死の防止に努め、良好な環境を保つよう管理しなければならない。

第6条 甲は、乙が十分な管理を行わなかったことにより緑地内の樹木等を枯死させ、又は滅失したときは、期限を定めて新たに樹木等を植栽することを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告があったときは、乙は、これに応じなければならない。

第7条 乙は、天災その他避け難い理由により、この協定の継続が困難となったときは、甲と協議の上、この協定を解除することができる。